

週報

十一月六日號

第二三號

昭和十五年十一月六日

（每週一、四、六、日發行）



紀元二千六百年
式典と奉祝記念事業

大政翼賛會、活動を開始
伊軍、ギリシヤに進入

米の國家管理

五錢

週報

十一月六日號

第二一三號

昭和十五年十一月六日

●

郵便物認可

行 (毎週一回水曜日發行)

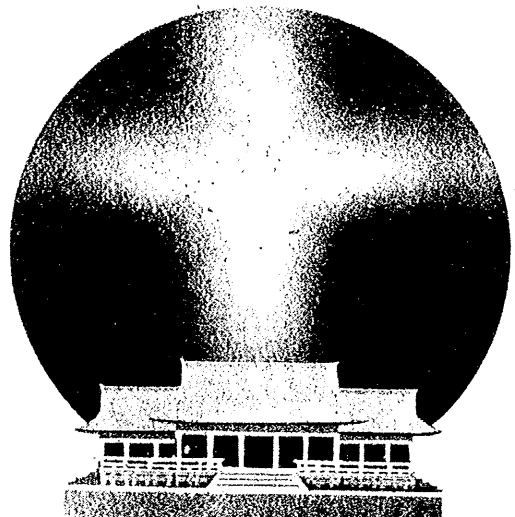
五錢

紀元二千六百年
式典と奉祝記念事業

大政翼賛會、活動を開始
伊軍、ギリシヤに進入

米の國家管理

奉祝



紀元二千六百年

露光量違いにより重複撮影

目次 (第二一三頁)

教育勅語頒布五十周年式典に於て
賜はりたる勅語……………三

紀元二千六百年祝典について……………一〇

奉祝記念事業の概況……………二〇

地方に於ける奉祝記念事業……………二六

「日本文化大隈」の編纂……………三〇

大政翼賛會活動を開始……………三三

支那事變の近況……………三六

伊東、ヤリシムに進入……………三九

外務省情報部……………四二

米穀の國家管理

農林省……………四七

新聞簡報

十月二十六日(七) 露露追加

▼ヒ總統とベタン佛主席との會談において獨佛協力意見一致を
見出す 佛政府發表表 ▼英エン
プレス・オブ・ソリテン號(四二、
三〇〇ト)の機沈を獨軍發表表
十月二十七日(八)

▼特命全權大使阿部信行大將歸
京 ▼紀元二千六百年奉祝第十
一回明治神宮國民體育大會開く
十月二十八日(九)

▼京軍、廣西省南寧を作戰上の
價值喪失のため撤退する旨南支
派遣軍聲明 ▼伊、希兩國、交
戰状態に入る ▼ヒ總統、人首
田北伊フーレンスで會談

十月二十九日(十)

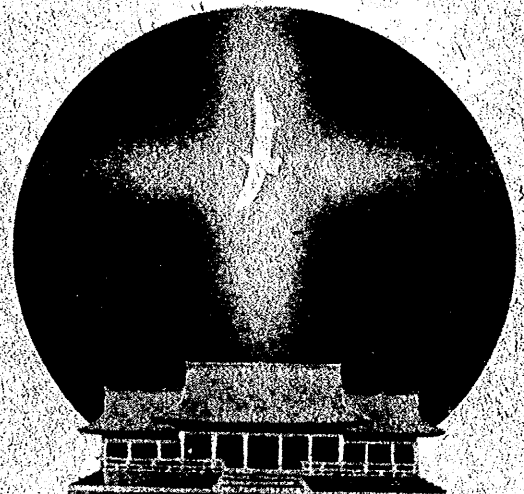
▼國民股金要綱閣議で決定
十月三十日(十一)

▼閣院御名代宮台臨の下に教育
勅語頒布五十周年記念式典舉行、
優渥なる勅語を賜ふ ▼佳川駐
ソ大使モロトフ外相と會見
十月三十一日(十二)

▼明治神宮鎮座二十年祭の儀執
り行はせらる(五日) ▼海軍航
空部陸軍州平島の水東市を偵察
二ダンスホール本日を以て閉演
十一月一日(十三)

▼ヒトフー・モーゲンソ指導者
六名入京

奉祝



紀元二千六百年

露光量違いにより重複撮影

目次 (第十二三三號)

教育勅語頒發五十年式典に於て賜はりたる勅語……………二

紀元二千六百年祝典について……………三

奉祝記念事業の概況……………二

地方に於ける奉祝記念事業……………一六

「日本文化大觀」の編纂……………三〇

大政翼賛會活動を開始……………三三

支那事變の近況……………陸軍省情報部 三六

伊軍、ギリシヤに進入……………外務省情報部 三〇

米穀の國家管理……………農 林 省 三六

米穀管理規則の解説……………農 林 省 三六

週刊誌

十月二十六日(土) 前號追加

▼ヒ總統とベタン佛主席との會談において獨佛協力意見一致を見た旨、佛政府發表 ▼英エンプレス・オブ・ブリテン號(四二、三〇〇トン)の爆沈を獨軍發表 十月二十七日(日)

▼特命全權大使阿部信行大將歸京 ▼紀元二千六百年奉祝第一回明治神宮國民體育大會開く(十月二十八日)

▼皇軍、廣西省南寧を作戰上の價値喪失のため撤退する旨南支派遣軍聲明 ▼伊、希兩國、交戦状態に入る ▼ヒ總統、ム首相北伊フーロレンスで會談

十月二十九日(火)

▼國民服令変更閣議で決定 十月三十日(水)

▼閑院御名代宮台臨の下に教育勅語頒發五十年記念式典舉行、優渥なる勅語を賜ふ ▼建川駐ソ大使モロトフ外相と會見 十月三十一日(木)

▼明治神宮鎮座二十年祭の儀執り行はせらる(五日間) ▼海軍航空部隊雷州半島の水東市を猛爆 ▼ダンスホール本日を以て閉鎖 十一月一日(金)

▼ヒトラ・ユーゲント指導者六名入京

教育勅語換發五十年式典に際し

優渥なる勅語を賜ふ

十月三十日、教育勅語換發五十年式典に當つて、畏くも左の如き優渥な勅語を賜はつた。

勅語

皇祖考叢ニ聖勅ヲ降シタマヒテ國體ノ精華ヲ闡明シ國民道徳ノ大本ヲ昭示シ
タマヒシヨリ茲ニ五十年ナリ而シテ爾臣民克ク聖勅ノ趣旨ヲ體シ夙夜振勵
文ヲ經トシ武ヲ緯トシ教化爰ニ洽ク學風以テ振ヒ國運ノ隆昌克ク今日アル
ヲ致セルハ朕ノ深ク懌フ所ナリ
今ヤ國際ノ情勢ハ曠古ノ大變ニ際會セリ爾臣民其レ世局ニ鑒ミ億兆心
ヲ一ニシ時艱ヲ克服シテ大訓ノ聖旨ニ副ヒタテマツリ以テ德輝ヲ四表ニ光被
センコトヲ期セヨ

(我假名は編輯部に於て釋して附したるものである)

紀元二千六百年祝典について

祝典の経過

開闢以來國體に渝りなく萬世一系の天皇を奉戴し、
國是搖ぎなく國運隆盛の一途を通り來り、國史の成跡は
炳として輝き、こゝに神武天皇即位紀元二千六百年を迎
へた我が國民の無限の歡喜と感激とを表現する祝典は、
本年二月十一日の紀元節祭の祭典に始まつた。畏くも宮
中に於かせられては、本年の紀元節祭は特に、重く執り
行はせられたと拜承する。全國官國幣社以下の神社に
於ける祭典も、本年は大祭として行はれたのである。
聖上陛下には、この日畏くも詔書を換發あらせ給う
て、
朕惟フニ神武天皇惟神ノ大道ニ遵ヒ一系無窮ノ寶祚ヲ

繼ギ萬世不易ノ丕基ヲ定メ以テ天業ヲ經綸シタマハリ
藤朝相承ケ上仁愛ノ化ヲ以テ下ニ及ボシ下忠厚ノ俗ヲ
以テ上ニ奉ジ君民一體以テ朕ガ世ニ連ビ茲ニ紀元二千
六百年ヲ迎フ
今ヤ非常ノ世局ニ際シ斯ノ紀元ノ佳節ニ當ル爾臣民宜
シク思フ神武天皇ノ創業ニ勳セ皇國ノ宏遠ニシテ皇謨
ノ雄深ナルヲ念ヒ和衷戮力益々國體ノ精華ヲ發揮シ以
テ時艱ノ克服ヲ致シ以テ國威ノ昂揚ニ勵メ祖宗ノ神靈
ニ對ヘンコトヲ期スベシ
と仰せられた。
想ひを神武天皇の創業に勵せ、皇國の宏遠にして皇
謨の雄深なるを佩べと仰せ給うた大御心を仰ぎ、紀元二
千六百年の意義の誠に深遠なるを感じるのである。

天皇陛下には、六月九日東京發御、關西行幸あらせられ、六月十日豐受大神宮、皇大神宮に御親拜の後、引續いて神武天皇山陵、仁孝天皇山陵、孝明天皇山陵、英照皇太后山陵及び明治天皇山陵、昭憲皇太后山陵に御親拜あらせ給ひ、六月十三日東京還幸、翌十四日に大正天皇山陵に御親拜あらせられた。

盟邦滿洲國皇帝陛下には、六月二十六日紀元二千六百年御慶祝のため、遙々御來訪あらせ給ひ、我が皇室に慶祝の賀を表され、大正天皇山陵、明治神宮に御參拜あらせられ、七月二日御西下皇大神宮に御參拜、次いで神武天皇山陵、橿原神宮、明治天皇山陵に御參拜あらせられ、七月七日御歸國あらせ給うたのである。

政府に於ては、世界史上に燦然たる光輝を放つ紀元二千六百年の意義深き祝典に關し、紀元二千六百年祝典評議委員會の議決に基づき慎重に審議攻究し、この曠古の盛典は、一、祭典、二、式典、三、大觀兵式・大觀艦式、四、奉祝會の一聯した四大事項を決定したのであるが、近時歐洲の戰雲いよ／＼濃く、國際情勢頗に緊迫の折柄

にもかゝらず、十月十一日紀元二千六百年特別觀艦式を横濱港沖に於て行はせられ、毅然たる我が海軍の威武を中外に宣揚あらせ給うた。東京灣頭を壓する百餘隻の艦、蒼穹を蔽ふ五百餘機の航空機、海の精銳を網羅したる威容の中に、お召艦比叡の橋頭高く金色に輝く天皇旗を拜した國民は、たゞ言ひ知れぬ感激に心震へたのである。

次いで十月二十一日、代々木原頭に紀元二千六百年特別觀兵式が執行はせられた。五萬の總練列を正し、劍鋒白光に輝く中を、御愛馬白雪に召された天皇陛下には皇族殿下を始め奉り、陸軍武官、外國使臣等を陪從し給うて、御閱兵あらせられ、續いて軍樂隊の奏樂裡に歩武堂々と進軍する分列行進を樹はし給うたのであつた。折から分列隊形を以て飛來した陸軍機の精銳五百餘機の爆音は、大地に轟く戰軍隊の轟音と共に、全世界を震撼させる底力を感じさせた。

かくて祭典及び大觀兵式・大觀艦式の實施を見た祝典は、中心行事たる式典及び奉祝會を残すのみとなつたの

である。

紀元二千六百年式典と奉祝式

畏くも 天皇皇后兩陛下の行幸行啓を仰ぎ十一月十日宮城外苑に於て政府主催の下に舉行せられる紀元二千六百年式典は、肇國創業以來發展し來つた皇運の隆昌を奉賀し、生を昭代に享け、この盛時に際會した國民が、その歡喜と感激とを以て、陛下に壽詞を上り一億一心聖壽の無窮を祈念し奉り、萬歳を高呼して國民の赤誠の存する所を傾け盡す所に、その意義がある。

同心の凝結するところ金鐵も尚ほ堅きを譲り、精誠の發する所鬼神も避くといふ古語があるが、一億萬民心を一にして慶祝の誠を陛下に獻け、和衷戮力以て國艱を排し國威を宣揚して理慮を安んじ奉ると共に、皇祖列聖の神慮をも慰め奉り、先きに紀元節に當り國民に昭示し給うた詔書の聖旨に副ひ奉らんとするに外ならない。

式典は午前十一時より開始され、式の次第は次の通りである。

紀元二千六百年式典次第

- 時刻儀仗兵式場所定ノ位置ニ整列ス
- 次ニ 一般參列者式場所定ノ位置ニ就ク
 - 次ニ 大勳位以下親任官以上、貴族院議長、衆議院議長以上、上夫人式殿所定ノ位置ニ就ク
 - 次ニ 外國使臣並夫人式殿所定ノ位置ニ就ク
 - 次ニ 内閣總理大臣及其ノ他ノ國務大臣式場御車寄所定ノ位置ニ就ク
 - 次ニ 各宮同妃殿下式場御車寄所定ノ位置ニ就カセラル
 - 次ニ 天皇皇后兩陛下式場御車寄ニ著御 此ノ時諸員起立 尋テ便殿ニ入御 内閣總理大臣御先導 諸員復席
 - 次ニ 各宮同妃殿下内閣總理大臣以下所定ノ諸員ニ賜謁
 - 次ニ 國務大臣式場所定ノ位置ニ就ク
 - 次ニ 天皇陛下式殿ニ出御ニ著御 内閣總理大臣御先導 各宮殿下供奉尋テ各宮殿下玉座南側所定ノ位置ニ就カセラル 諸員起立 内閣總理大臣式殿所定ノ位置ニ就ク
 - 次ニ 皇后陛下式殿ニ出御ニ著御 主席國務大臣御先導 各宮妃殿下供奉尋テ各宮妃殿下御座北側所定ノ位置ニ

- 就カセラル 御先導ノ大臣式殿所定ノ位置ニ就ク
- 天皇皇后兩陛下出御ノ節君か代奏樂
- 次ニ 内閣總理大臣式殿正面南側階段ヲ降り所定ノ位置ニ參進
- 進式典開始ノ旨ヲ奏上ス
- 次ニ 天皇皇后兩陛下立御
- 次ニ 諸員最敬禮
- 次ニ 君か代奉唱
- 次ニ 内閣總理大臣正面階段ヲ昇リ所定ノ位置ニ參進
- 奏上ス
- 次ニ 天皇皇后兩陛下御椅子ニ著御
- 次ニ 内閣總理大臣本位ニ復ス
- 次ニ 紀元二千六百年頌歌齊唱
- 次ニ 内閣總理大臣式殿正面南側階段ヲ降り所定ノ位置ニ參進
- 次ニ 天皇皇后兩陛下立御
- 次ニ 内閣總理大臣萬歳ヲ稱フ三諸員之ニ和ス
- 次ニ 諸員最敬禮
- 次ニ 内閣總理大臣式典終了ノ旨ヲ奏上ス
- 次ニ 天皇皇后兩陛下御椅子ニ著御

次ニ 内閣總理大臣正面南側階段ヲ昇リ御先導ノ位置ニ就ク

次ニ 天皇皇后兩陛下便殿ニ入御

御先導供奉出御ノ時ノ如シ

此ノ間君か代奏樂

次ニ 天皇皇后兩陛下式場御車寄發御

奉送著御ノ時ノ如シ

次ニ 各退下

式典參列者五萬五千人は、全國民の各階層の代表者である。即ち地方參列者の殆んどが、各府縣民總代であつて、一例を云へば、市町村長は市町村民の代表者として參列してゐるのである。

それ故、それ／＼式典へ代表者を送つた國民は、式典參列者と同様の精神を以て、當日を迎へなければならぬ。先きに十月四日次官會議に於て決定した地方に於ける紀元二千六百年奉祝式の實施は、この理由に外ならぬのである。

當日は、市區町村、官衙、學校、各種團體、銀行會社、船舶等に於ては適宜の時間に奉祝式を舉行し、式典場の

模様は、ラヂオによつて中継放送されるのであるから、ラヂオを利用し得る向きは、式場に於ける内閣總理大臣の 天皇陛下萬歳の發聲によつて、萬歳三唱を奉唱することになつた。一億人の熱誠進る萬歳の聲は、天地に轟き渡るであらう。

ラヂオを利用し得ざる向きは、内閣總理大臣の萬歳發聲豫定時刻を豫め通達する筈であるから、その時刻に萬歳奉唱を行はれたい。

紀元二千六百年奉祝會

式典終了後翌十一日を以て、再び 天皇皇后兩陛下の 行幸行啓を仰いで、前日と同一の式場に於て紀元二千六百年奉祝會が行はれる。

この奉祝會は、秩父宮殿下を總裁に仰ぐ紀元二千六百年奉祝會が、これを主催するのである。

會は、午後二時より、次の次第を以て開かれる。

紀元二千六百年奉祝會次第

時刻一般參列者會場所定ノ位置ニ就ク

- 次ニ 大動位以下親任官以上、貴族院議長、衆議院議長以上 上夫人會場所定ノ位置ニ就ク
- 次ニ 外國使臣並夫人會場所定ノ位置ニ就ク
- 次ニ 紀元二千六百年奉祝會副總裁、會長、副會長其ノ他所定ノ諸員會場御車寄所定ノ位置ニ就ク
- 次ニ 紀元二千六百年奉祝會總裁宮殿下會場御車寄所定ノ位置ニ就カセラル
- 次ニ 各宮同妃殿下會場御車寄所定ノ位置ニ就カセラル
- 次ニ 天皇皇后兩陛下會場御車寄ニ著御 此ノ時諸員起立 尋テ便殿ニ入御 紀元二千六百年奉祝會總裁宮殿下御先導 諸員復席
- 次ニ 紀元二千六百年奉祝會總裁宮殿下、各宮同妃殿下、紀元二千六百年奉祝會副總裁以下所定ノ諸員ニ賜詞
- 次ニ 紀元二千六百年奉祝會副總裁以下會場所定ノ位置ニ就ク
- 次ニ 天皇皇后兩陛下出御 紀元二千六百年奉祝會總裁宮殿下御先導各宮同妃殿下供奉 此ノ時諸員起立 此ノ間君か代奏樂
- 次ニ 天皇皇后兩陛下御椅子ニ著御 諸員復席

- 次ニ 紀元二千六百年奉祝會總裁官殿下所定ノ位置ニ參進奉祝會開始ノ旨ヲ奏上ス
- 次ニ 天皇后兩陛下立御 此ノ時諸員起立
- 次ニ 諸員最敬禮
- 次ニ 君か代奉唱
- 次ニ 紀元二千六百年奉祝會長本位ニ復ス
- 次ニ 紀元二千六百年奉祝會總裁官殿下所定ノ位置ニ御參進奉祝ノ詞ヲ奏上シ本位ニ復セラル
- 次ニ 外國使臣首席所定ノ位置ニ參進奉祝ノ詞ヲ奏上シ本位ニ復ス
- 次ニ 天皇后兩陛下御椅子ニ著御 諸員復席
- 次ニ 天皇后兩陛下ニ御膳並御酒ヲ供ス
- 次ニ 開宴
- 次ニ 紀元二千六百年奉祝舞樂演奏
- 次ニ 奉祝音樂演奏
- 次ニ 奉祝國民歌「紀元二千六百年」齊唱
- 次ニ 紀元二千六百年奉祝會總裁官殿下所定ノ位置ニ御參進此ノ時諸員起立
- 次ニ 天皇后兩陛下立御
- 次ニ 紀元二千六百年奉祝會總裁官殿下所定ノ位置ニ參進奉祝會開始ノ旨ヲ奏上ス
- 次ニ 諸員最敬禮
- 次ニ 紀元二千六百年奉祝會總裁官殿下本位ニ復セラル
- 次ニ 紀元二千六百年奉祝會長式殿階下所定ノ位置ニ參進奉祝會終了ノ旨ヲ奏上シ本位ニ復ス
- 次ニ 紀元二千六百年奉祝會總裁官殿下御先導ノ位置ニ就カセラル
- 次ニ 天皇后兩陛下便殿ニ入御 御先導奉出御ノ時ノ如シ
- 此ノ間君か代奉樂
- 次ニ 天皇后兩陛下會場御車寄發御 奉送御ノ時ノ如シ
- 次ニ 各退下

開宴と同時に演奏される紀元二千六百年奉祝舞樂「悠久」は、特にこの奉祝會のため制定したもので、古來より有名な讀人知らずの歌「すゑのよの末の末までわが國はよろづの國にすぐれたる國」を歌詞とした舞樂で舞人は、奈良朝時代の服裝をした四人の武官であり、樂人の

服裝は、同時代の文官の服裝を模し、文武兩道の意を偶し、悠久なる我が皇運の發展を壽ぐ主題である。奏樂の最後の吹奏樂「奉祝讚歌」も、今回の奉祝會の爲めに制定されたもので、内容は、日向の高千穂峯へ天孫瓊々杵尊降臨あらせ給うてより、嚴として拵ぎなき我が國體の精華を主題としてゐる壯麗なる吹奏樂である。

奉祝國民歌、「紀元二千六百年」は、全國大學、高等專門學校、中、女學校及び小學生兒童の代表三千名によつて合唱される。

饗宴は質素な獻立を以て行はれるが、光榮あるこの一時は、參列者の永く感銘する所であらう。

當日は、紀元二千六百年奉祝會總裁官殿下の奉祝詞の奏上が行はれ、また在本邦外國使臣首席より奉祝の詞が獻げられる。

奉祝行事

十一月十日の式典當日、全國の官國幣社以下神社に於

て執行される臨時祭典には、なるべく紀元二千六百年奉祝會制定「浦安の舞」を奉納するやう、次官會議で決定した。

「浦安の舞」は、紀元二千六百年奉祝會が、宮内省の許可を得て

今上陛下御製

「あめつちのかみにそいのるあさなきのうみのことくになみたゝぬよを」

に謹作曲作舞した、壯重典雅なる舞である。

式典及び奉祝會の前後に、國家的または國民的な數々の奉祝行事が催されるが、その主なるものを、二三舉げて見よう。

文部省並びに紀元二千六百年奉祝會共同主催、東京府協賛の紀元二千六百年奉祝美術展覽會は、十月一日から東京市上野公園東京府美術館に開催された。既に前期（第一部油繪水彩畫、バステル畫、版畫等、第三部彫塑）を終り、十一月三日から後期（第二部日本畫、第四部工藝）へ移つてゐる。横山大觀、竹内栖鳳、川合玉堂等を始め、日本美

術界の巨匠の巨作會場を歴し、帝國藝術院會員以外の作品は全部鑑別といふ、刺期的な企ては、會場内に、従来の展覽會と異なる、清新の氣を漲らしてゐる。

友邦ドイツ、イタリア、フランス、ハンガリーから國民的祝辭として紀元二千六百年奉祝會へ寄贈された奉祝交響樂曲は、紀元二千六百年奉祝會の主催の下に、新らしく誕生した紀元二千六百年奉祝交響樂團によつて、十二月七日、八日、第一回の發表演奏會が舉行される。

樂曲、作曲者及びこれが指揮者は次の通りである。

1 (ドイツ) リヒアルト・シュトラウス作曲
天皇陛下に獻上し奉る

紀元二千六百年奉祝 祝典音樂
指揮者 東京音樂學校教師

ヘルムート・ヘルマー

2 (イタリア) イルデブラント・ピツェッチ作曲
紀元二千六百年奉祝 交響曲イ長調

指揮者 宮内省樂部 ガエタノ・コメリ

3 (フランス) ジャック・イペール作曲

紀元二千六百年奉祝 祝典序曲

指揮者 山田 耕 筈

4 (ハンガリー) ヴェレッシニ・シャンドール作曲

紀元二千六百年に寄せるハンガリー國民の奉祝

指揮者 東京音樂學校教授 橋 本 國 彦

日本文化中央聯盟では紀元二千六百年奉祝の藝能祭を計畫し、音樂、映畫、演劇等について各種の催を行つてゐる。

又母國の盛典を祝ふために歸朝した海外同胞により、海外同胞東京大會が十一月三日から舉行される等各種團體に於て各様の大會が舉行される計畫もあるやうである。

内閣紀元二千六百年祝典事務局

紀元二千六百年奉祝記念事業の概況

光輝ある紀元二千六百年を奉祝する國家的な記念事業を行ふため、昭和十年十月内閣總理大臣の諮問機關として紀元二千六百年祝典準備委員會が設けられ、次いで、昭和十一年七月一日官制を以て紀元二千六百年祝典評議委員會が設けられ、本格的にその審議に當り、左の事業を決定したのであつた。

一、概原神宮境域並びに畝傍山東北陵參道の擴張整備

二、宮崎神宮境域の擴張整備

三、神武天皇聖蹟の調査保存顯彰

四、御陵參拜道路の改良

五、國史館(假稱)の建設

六、日本文化大觀の編集出版

この他に、紀元二千六百年記念日本萬國博覽會の開設が

あつた。

しかし日本萬國博覽會は、事業の特殊性に基づき、社団法人日本萬國博覽會協會にその計畫と經營とを擔當せしめ、他の六大事業は、官民協力、舉國一致施行に當ることとなり、昭和十二年七月七日、財団法人紀元二千六百年奉祝會の設立を見た。

紀元二千六百年奉祝會は、畏くも秩父宮殿下を總裁に仰ぎ、政府より五百萬圓の補助金を受け、國民より八百萬圓を購出し、總額一千三百萬圓の巨費を投じて、この六大事業を行ふための舉國一致の團體である。設立と時を同じうして、今次支那事變の物發を見たのであるが、紀元二千六百年奉祝記念事業に對する國民的關心はいよゝ昂揚し、寄附の募集は非常に順調に進み、各種事業もとゞこほりなく進行したのである。

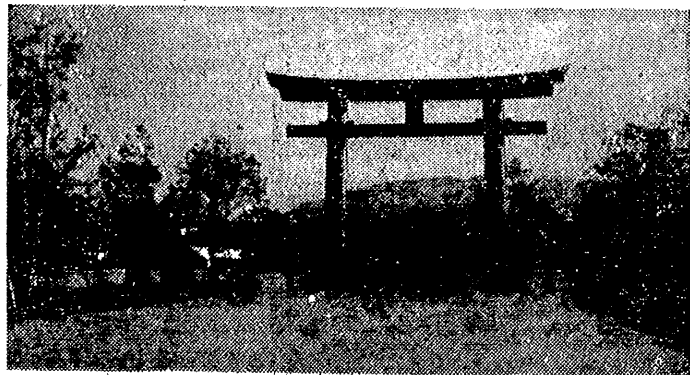
畏くも、皇室に於かせられては、本記念事業を助成し給ふ厚い恩召から、御内帑金百萬圓を下賜あらせられ、関係者一同、恐懼感激、所期の目的達成のために努力を重ね、國民また金品の寄附に、獻木運動、或いは勤勞奉仕に、その赤誠を捧げ、事業の完成に邁進し工事は意外に早く進捗した。たゞ文部省にその實施を委嘱した國史館は、資材等の關係から急速に建設は困難なため、着工が遅れてゐるのは遺憾であるが、これとても、出来るだけ早く、着工したい希望を以て、目下内容等について、國史館造營委員會を設けて研究中である。

以下、各種記念事業の経過と進捗状況について概要を述べよう。

一 橿原神宮境域並びに畝傍山東北陵

参道の擴張整備

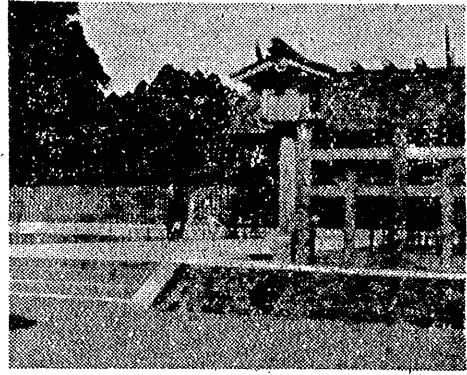
神武天皇及び皇后媛附隨五十鈴媛命を祭神とする官幣大社橿原神宮の境域及び神武天皇御陵の参道は、從來、聊か狹隘の感があり、且つ御陵及び神宮の尊嚴を保持す



る點について遺憾な點があつたので、まづ第一に、これが擴張整備をして、我が國創業の英主の神鎮まります聖地に相應しい森嚴幽邃なる原地域にしようとする計畫された。擴張地域は十萬坪でこの工費總額は四百萬圓を豫定し、工事は宮内省内務負奈良縣及び大阪電氣軌道株式會

社、大阪鐵道株式會社に委嘱し、慎重なる工事設計を終つて、昭和十三年五月八日、淨雨けむる畝傍山裾の畝傍公園に嚴かなる起工祭を行つて着工したのである。

御陵と神宮の尊嚴を維持する上に遺憾の點のあつた大阪電氣軌道株式會社の軌道を約三百米東方へ移設する大工事も、關係會社の協力により容易に解決し、境域と参道の擴張にともなふ民有地の買上、民家の移設等の問題も、地元民の誠意で、順調に進み、地元奈良縣始め、京都府、大阪府、和歌山縣等近接府縣民はもとより、全國からの建國奉仕隊の汗と脂の勤勞奉仕は、涙ぐましい努力を以て續けられ、擴張された地域の造苑に要する植樹の獻木は、目を次いで全國より申込殺到し、去る九月三十日の締切日までの獻木数は、實に二萬三千本の多數に上つた。幸ひに、これらの獻木類は、しつかと、聖地に根を下ろし、すく々と成長してゐる。目下のところ、参差たる樹林を見るといふわけには行かぬが、十年二十年後には、境域の森嚴幽邃の保持に遺憾なきに至るであらう。



官幣大社宮崎神宮は、神武天皇が大和御東遷以前に、日向に在しまして、國民を綏撫し給うた御徳を慕つて、日向の國民が、天皇を齊きまつた山緒深神の神社であり、宮崎縣民の崇敬の中心をなしてゐるのであるが、この宮崎神

宮城擴張の計畫、成りその工事を宮崎縣に委嘱するや、宮崎縣民を以て組織された祖國振興隊々員は、この事業に動員され、擴張地一萬六千坪の地均しに、或ひは全國からの獻木一萬二千本の植栽に、努力を奉仕し、工事は昭和十三年十一月二十五日起工祭を施行してから、一萬千里の勢で進行し、境域内に建築中の巖古館の落成を待つて、十一月二十五日竣工式及び奉獻報告祭を行ふことになつてゐる。

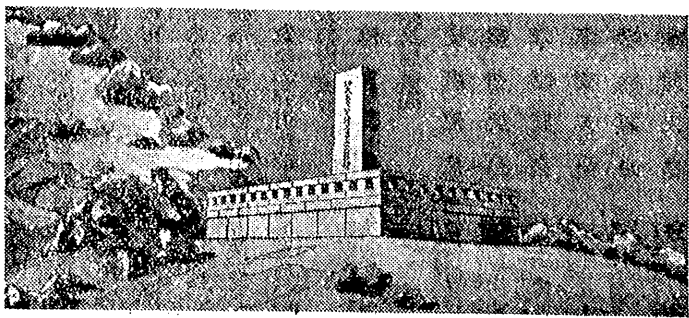
三 神武天皇聖蹟の調査保存顯彰

既に文部省では、歴代天皇聖蹟の調査保存の事業が計畫されてゐたのであるが、紀元二千六百年奉祝の意味から、神武天皇聖蹟の調査保存顯彰の事は、奉祝紀念事業として行ふに適當とするので、紀元二千六百年奉祝會がこれに當ることになり、聖蹟調査に關する事務を十萬圓の豫算を以て文部省に委嘱した。

文部省では、神武天皇聖蹟調査委員會を設け、筑波藤麿侯爵を會長に、學界各方面の權威を網羅した委員により、古事記、日本書紀所載の聖蹟につき調査を進め、この研究審議の結果、先きに「週報」その他で報告した通り左記の十

八ヶ所を聖蹟と決定した。

名	稱	所在地
神武天皇聖蹟	狹狹推考地	大分縣宇佐郡
神武天皇聖蹟	水門	福岡縣筑前郡蘆屋町
神武天皇聖蹟	多神宮	廣島縣安藝郡府中町
神武天皇聖蹟	宮傳説地	岡山縣兒島郡甲浦村
神武天皇聖蹟	宮傳説地	大阪府大阪市
神武天皇聖蹟	津推考地	大阪府中河内郡孔舎衛村
神武天皇聖蹟	孔舎衛傳説地	大阪府中河内郡孔舎衛村
神武天皇聖蹟	水門傳説地	大阪府泉南郡櫻井町雄信寺村
神武天皇聖蹟	水門傳説地	和歌山縣和歌山市
神武天皇聖蹟	狹狹推考地	和歌山縣新宮市
神武天皇聖蹟	狹狹推考地	和歌山縣新宮市
神武天皇聖蹟	狹狹推考地	奈良縣宇陀郡宇賀志村
神武天皇聖蹟	高倉山傳説地	奈良縣宇陀郡政始村、神戶村
神武天皇聖蹟	生川上	奈良縣吉野郡小川村
神武天皇聖蹟	現地	奈良縣生駒郡
神武天皇聖蹟	余馬推考地	奈良縣磯城郡櫻井町、安倍村、香久山村
神武天皇聖蹟	鳥見山中靈時傳説地	奈良縣磯城郡城島村、櫻井町
神武天皇聖蹟	狹狹推考地	奈良縣磯城郡三輪町、磯田村



右の外、攝原宮(奈良縣高市郡飯傍町)及び龍山(和歌山縣海草郡三田村)の聖蹟は、既に國家的に確認されてゐるものと認められ、今回の調査に於ては更めて聖蹟の決定をしなかつたのである。

この聖蹟調査委員會の答申に基づき、紀元二千六百年奉祝會では、それらの地について保存顯彰の施設を行ふこととなつた。顯彰施設は、花崗岩の標柱を建設することとし、この設計も定つたので、總工費二十五萬圓を以て實施することとなり、聖蹟所在の大阪府、福岡縣、廣島縣

岡山縣、和歌山縣、奈良縣、大分縣等にそれ／＼工事を委嘱し、本年七月十日、神武天皇聖蹟難波之崎顯彰碑建設地たる大阪市天滿宮境内に於て全聖蹟地の顯彰施設起工祭を執行したのである。本工事は、大體本年中に完成の見込であるが、遅くも、來年早春の期には全部竣工するであらう。

四 御陵參拜道路の改良

近時皇陵尊崇の熱誠は、いよ／＼昂まり、御陵參拜者の數は、非常に増加してゐるのに鑑み、御陵參拜道路中、近代交通に不適當なもの或ひは狹隘なもの等を改良し、御陵參拜者の便利を計り、皇陵尊崇の國民的要望に應へようと、總經費五十萬圓の豫算を以て之を改良することとし、昭和十四年五月十七日、安寧天皇陵他三十九陵の參拜道路改良工事起工祭を京都府乙訓郡大原野村石作尋常小學校々庭に於て厳かに執り行ひ、淳和天皇大原野西嶺上陵參拜道路擴張工事現場に鐵入の儀を行ひ、次いで本年六月十二日鹿兒島縣新田神社境内に於て、可愛山陵及び高屋山上陵の參拜道路改良工事起工祭を行ひ、最後に去る九月十一日後

醍醐天皇陵の参拜道路改良工事の起工祭が吉野國立公園に於て行はれ、それに直ちに着手された。大工事であつた大原野西嶺上陵参道も京都府民の勤勞奉仕と委囑を受けた京都府土木關係掛員の努力により、御陵の拜所の近くまで自動車に登り得る程度の道路が竣工し、次いで奈良縣及び京都市に委囑した各御陵の参拜道路も着々竣工を見、難工事である清和天皇陵及び後醍醐天皇陵参拜道路を除いては、全部本年中には完成する豫定である。

なほ参拜道路改良工事實施の御陵名は次の通りである。

京都府委囑

淳和天皇

大原野西嶺上陵

奈良縣委囑

安寧天皇

畝傍山西南御陵井上陵

懿德天皇

畝傍山南織沙溪上陵

孝昭天皇

披上博多山上陵

孝安天皇

玉手丘上陵

孝靈天皇

片丘馬坂陵

孝元天皇

知池島上陵

崇神天皇

山邊道勾岡上陵

垂仁天皇

菅原伏見東陵

景行天皇

山邊道上陵

成務天皇

狭城厩列池後陵

安康天皇

菅原伏見西陵

顯宗天皇

傍丘磐坏丘南陵

武烈天皇

傍丘磐坏丘北陵

宣化天皇

身狭桃花島坂上陵

欽明天皇

檜隈坂合陵

村上天皇

村上陵

光孝天皇

後田邑陵

後宇多天皇

蓮華寺寺陵

後龜山天皇

嵯峨小倉陵

宇多天皇

大内山陵

嵯峨天皇

嵯峨山上陵

清和天皇

水尾山陵

鹿兒島縣委囑

可愛山陵

瓊瓊杵尊

可愛山陵

彦火火出見尊

高屋山上陵

崇峻天皇

倉梯岡上陵

舒明天皇

押坂内陵

齊明天皇

越智岡上陵

天武天皇

檜隈大内陵

持統天皇

檜隈大内陵

文武天皇

檜隈安古岡上陵

元明天皇

奈保山東陵

元正天皇

奈保山西陵

聖武天皇

佐保山南陵

稱徳天皇

高野陵

光仁天皇

川原東陵

平城天皇

揚梅陵

後醍醐天皇

塔尾陵

京都市委囑

白河天皇

成善提院陵

鳥羽天皇

安樂壽院陵

仁明天皇

深草陵

醍醐天皇

後山科陵

六條天皇

清閑寺陵

後深草天皇

深草北陵

外十一方

五 國史館(假稱)の建設

我が國體の精華と國史の成跡とを展示し、國民精神の作興を計る意味に於て、東京に建設すべき國史館(假稱)については、當初、豫算三百萬圓を計上してゐたが、資材の價格昂騰等により、豫算も六百萬圓に増額し、この建設を、昭和十三年二月文部省に委囑した。

文部省では、國史館造營委員會を設け會長(文部次官)始め委員、幹事約二十五名の任命を見たが、資材等の入手難から、その建設が遅延してゐるが、その内容について目下研究が進められてゐることは前述の通りである。

六 日本文化大觀の編纂出版

日本文化大觀については、別項を参照されたい。

地方に於ける奉祝記念事業

各府縣及び市町村等に於ても、それら、紀元二千六百年奉祝記念事業を計畫してゐるが、昭和十三年八月四日、内閣書記官長より、地方長官宛に紀元二千六百年奉祝記念事業の調整に關する演習が發せられて、記念事業の計畫がまことに全般的統一を缺くやうなことを避け、地方に於ける事業計畫は地方長官に於て調整し、實施を必要と認めるものについては内閣書記官長に協議の上實施せし

めることとなつた。また市町村その他の事業計畫は適宜地方長官に於て調整するが、東京市、大阪市、京都市、横濱市、神戸市、名古屋市の行ふ事業は、府縣の事業に準じ、内閣書記官長に協議することとなつた。

その後、各府縣及び都市よりの協議により、必要と認め、承認した事業は次の通りである。

- 1 中央圖書館ノ創設
- 2 體育館ノ創設
- 3 緑地廣場ノ造成
- 大分縣 北海郡教育會
- 教育會館ノ建設
- 大分縣
- 1 霧島神宮古宮址ノ顯彰
- 2 霧島神宮修養道場ノ設立
- 3 霧島神宮鹿兒島神宮神代三山陵並ニ神武天皇聖蹟ノ顯彰
- 紀元二千六百年宮崎縣奉祝會
- 1 宮崎神宮祭典協賛
- 2 縣内神社祭典
- 3 上代日向研究所ノ設立
- 和歌山縣
- 1 縣有林ノ設置
- 2 學林ノ獎勵
- 3 入紘之莛柱ノ建立
- 4 神武天皇聖蹟ノ顯彰
- 5 遠祖樹靈祭ノ執行ノ他
- 香川縣
- 縣營運動場ノ設置
- 大川郡富田村
- 忠魂碑
- 三野郡上高瀬村
- 體育運動場
- 仁尾町
- 記念公園設置
- 綾歌郡長炭村
- 耕地開墾
- 軍人墓地
- 東京市
- 1 宮城外苑ノ整備

- 2 宮城外苑地下道築造
- 3 新東亞建設東京大會
- 千葉縣
- 1 造林ノ獎勵
- 2 模範林ノ造成
- 神奈川縣
- 1 植樹事業
- 2 聖蹟ノ顯揚
- 3 忠臣ノ顯彰
- 4 郷土史ノ編纂
- 5 寶刀ノ奉納
- 紀元二千六百年奈良縣奉祝會
- 1 橿原神宮ニ於テ奉贊祭執行
- 2 橿原神宮祭典翼贊
- 3 政府並ニ紀元二千六百年奉祝會奉祝記念事業翼贊
- 4 神武天皇聖蹟並ニ關係史蹟ノ保存顯彰
- 5 聖蹟並關係史蹟及ビ
- 奉祝祭典狀況映畫作製
- 6 神武天皇ノ御創業ニ關係アル神社祭神顯揚
- 7 神武天皇御偉業景仰並ニ日本精神作興講演會
- 8 泉道宣揚日本精神作興ニ關スル印刷物刊行
- 9 紀元二千六百年記念永久事業施設
- 10 各種大會開催ノ援助
- 11 郷土史ノ編纂
- 12 橿原神宮關係功勞者表彰
- 13 記録作製
- 富山縣
- 縣立圖書館ノ設置
- 山口縣
- 1 阿彌陀寺御陰御光威整備奉贊會助成
- 2 縣民歌集
- 3 山口縣神社誌ノ編纂
- 4 興亞記念館建立
- 5 教育報國寮ノ建設
- 6 母樹林ノ設置
- 兵庫縣
- 記念造林
- 岩手縣
- 記念造林
- 埼玉縣
- 1 青年修養、鍛鍊道場ノ建設、記念館ノ建設
- 山形縣
- 記念造林
- 長崎縣
- 1 長崎縣史編纂
- 2 長崎縣郷土先哲遺蹟顯彰
- 3 記念林造成獎勵
- 東京府
- 1 武道館建設
- 2 郊外大綠地造成
- 3 記念林造成
- 滋賀縣
- 記念造林事業
- 宮城縣
- 記念造林
- 石川縣
- 1 青少年修練場
- 2 山林治水縣行造林事業
- 3 一戸一本記念植樹

紀元二千六百年を記念する

日本文化大観

紀元二千六百年奉祝會の奉祝記念事業の一つに「日本文化大観」の編纂出版がある。本事業の實施に關しては、去る昭和十三年六月、紀元二千六百年奉祝會より文部省にその事務の委嘱があり、教學局に於て事務を進めてゐたのであるが、その重要性に鑑み、昭和十四年二月勅令第二十九號を以て文部大臣の

編纂出版の趣旨は、光輝ある國史の成跡と現代の盛事とを反省し、多様な皇國文化を通じて國民的自覺と感激とを深め、將來の躍進に資すると共に、海外に對して我が文化の精華を宣揚し、新らしき世界文化の創造に寄與せんとするに在る。

我が國は神武天皇御創業以來悠久まさに二千六百年、一系の皇統の下、挿ぎなき國體はいよ／＼輝きを加へ、國運はますます隆盛發展の一途を辿つて今日に及んだ。時恰も世界は史上空前の大轉換期に當り、この間に處して我が國は、萬難を排して大東亞の新秩序を確立すべく一歩邁進しつゝある。

我が國の歴史を一貫して展開し來つた肇國の精神は、今や全世界を光

被すべきときに際會したものと云へよう。人類永遠の平和と幸福とを確保する不易の世界新秩序の建設に指導的役割を果し、進んで新時代の世界文化の創造に寄與すべきは、今日の我が國の使命であり、その責務の重且つ大なることは先史にその比を見ない。

この時に當り、肇國の精神の顯現たる日本文化の生成發展の跡を回顧し、現代我が國のもつ形相を大觀することは、當面せる八紘一宇の歴史的使命の自覺を深くし、臣道實踐の決意を固くする所以である。しかも他面、我が文化を進んで海外に宣揚することは、諸外國をして我が國を正しく認識せしめる所以であり、これまた今日の日本の世界的使

命を達成するために缺くべからざることでなければならぬ。更にまた、記念すべき紀元二千六百年の今日、現代までの我が國の文化の精髓に關する權威ある記録を作製し、これを永く今後に残し傳へることは、後世子孫に對するわれ／＼の文化的義務であるといへよう。國家的事業としての本書編纂の重要な意義は、蓋しこれ等の點に存するのである。

従つて本書の編纂は、周到な準備と綿密な考慮の下に進められたものであり、各方面の専門家・關係官等より成る委員や、その他關係者達の間に於て、内容その他について慎重審議を重ね、その萬全の成果を期した。本書の内容構成について述べる

と、本文としての歴史篇上・下及び現勢篇の三卷、並びに圖録上・中・下の三卷、計六卷より成る。歴史篇上卷には古代の文化（神代及び大和時代、飛鳥奈良時代、平安時代）及び中世の文化（鎌倉時代、吉野・室町時代）を述べ、歴史篇下卷には近世の文化（安土桃山時代、江戸時代）より現代の文化（明治時代、大正・昭和時代）までを敘し、卷末に年表を附する。神代及び大和時代の章に於て肇國並びに神武天皇の二節を特に設けた外は、各時代を通じて、それ／＼概観・政治・對外關係・經濟・祭祀及び宗教・教養及び藝術の六方面に分けて説いてゐるが、これ等は便宜上の分節であつて、各獨立して取扱はれるものではなく、これ等の諸方面が共通の時代

的特色を有することの考察に重點を置くと同時に、それが日本文化全體の中に如何なる意義を有するかを究明しようとするものである。

次に現勢に於ては、以上の歴史的敘述を背景として、國家・政治及び社會・軍事及び國防・經濟・祭祀宗教及び風俗・教學・藝術の各部門に互つて日本文化の眞貌と特質を明らかにし、最後に結論的なものとして日本文化の回顧と展望を論述する。皇御創業以來二千六百年の精華の結晶せるものであり、光輝ある國史の根柢の上に、よく外國文化を攝取・消化して成れるものであることを明らかにすると共に、東西文化の統一者としての日本の世界に於ける地

位と、新らしき世界文化創造の大使命とを闡明する。なほ、現勢篇卷末には諸種の統計と圖表を附する。

圖録三卷は、上代遺物・建築・庭園・彫刻・繪畫・工藝・書刀劍等、古代より現代に至る我が國美術の代表的名品を網羅し、これに一々簡明な解説を附し、理解に便ならしめんとした。而して原則として圖版は本書独自の立場より新たに撮影する方針の下に編纂したのであつて、圖録自體としても独自の意義と價値とを有すべきものである。

本書の印刷は内閣印刷局に委嘱し、時局の諸制限の下に於ても、用紙・圖版・印刷・製本等に最善を盡し、技術的にも昭和聖代の出版物として最高水準のものたらしめ、現代日本

文化の内外への宣揚と、後世への保存とに於て、本書の使命を名實共に發揮せしめんとするものである。體裁は規格判B判4番型(大約四六四倍)の大ききで、本文約千五百頁(頁約千四百六十字)、圖録は約六百圖である。なほ、一般に廣く普及させる目的で他に普及版を刊行し、また別に邦語版の大綱によつて外國語版を出版する豫定である。

今や光輝ある紀元二千六百年祝典舉行の日も迫つた。「日本文化大觀」もその原稿・圖録原稿等すでに殆んど全部完成を見、近くその第一巻より逐次印刷公刊する運びになつてゐる。本書の重大なる使命を全からしめるに、謙ちなからんことを期し、關係者一同一段の努力を續けてゐる。

大政翼賛會活動を開始す

十月十二日發會式とともに、いよいよ大政翼賛運動に具體的發足をした大政翼賛會では、直ちにその陣容、機構の確立に着手し、各局部の事務室をそれぞれ舊内閣情報部、舊精動本部の廳舎に置き、局部長の決定と同時に各局の緊密な連絡の下に、それ／＼常任總務會、局長會議、部長會議を開催して、會の規約、地方支部の構成、臨時中央協力會議の招集、構成方法を決定し、一方十月二十八日には初の顧問

會議を、次いで三十一日には參與會議を開いて、運動の經過を報告するとともに政府と翼賛會との連絡について協議をとげ、政府と表裏一體となつて翼賛運動にその具體的第一歩を踏み出したが、十一月中には全地方支部の構成を完了して全國的な急展開をなすことになつた。正式決定をみた地方支部設置要綱並びに臨時中央協力會議の構成方法は左の通りである。

地方支部設置要綱

◇ 道府縣、六大都市、郡、市、町村及び六大都市の區にそれ／＼支部を置く

一、道府縣支部

- (一) 支部長は總裁これを指名す、但し、當分のうち總裁は地方常務委員若干名を指名し支部長の職務を代行せしむ
- (二) 支部には理事、顧問及び參與若干名を置き支部長の推薦により總裁これを指名又は委嘱す
- (三) 支部の事務組織を左の如く定む
- (イ) 庶務部 (ロ) 組織部
- (四) 道府縣協力會議

(イ) 郡市協力會議員、各種團體代表者、道府縣會議員、官公吏及びその他民間の適當な者のうちより支部長の推薦により總裁指名の會議員を以て構成す

(ロ) 定員は三十名乃至六十名とす

(ハ) 議長、副議長は道府縣支部長の推薦により總裁これを指名す

(ニ) 開會、隨時必要に應じてこれを開く

(ホ) 會期は三日以内とす、但し、必要に應じ延長するを妨げず

(五) 招集は支部長これを行ふ

【三】 郡市區支部

(一) 各郡市區に郡市區支部を置く、但し支廳長管轄區域にありてはその區域毎にこれを置く

(二) 郡市區支部長は道府縣支部長の推薦により總裁之を指名す

【三】 六大都における市支部

(一) 支部長は道府縣支部長の推薦により總裁之を指名す

(二) 支部に事務局を置く

(三) 市協力會議

(イ) 議員は區協力會議員(各區より少くとも一名)その他適當なる者の中より道府縣支部長の推薦により總裁之を指名す

(ロ) 議員の定数は三十名乃至六十名とす

(ハ) 議長、副議長は道府縣支部

長の推薦により總裁之を指名す

(ニ) 開會回数は年二回以上とし、隨時必要に應じ之を開く

(ホ) 會期は二日以内とす、但し必要に應じ延長するのを妨げず

(ハ) 招集は支部長之を行ふ

【四】 郡支部

(一) 郡(支廳長管轄區域においてはその區域、以下同じ)に支部を置く、但し町村數過少なる郡にありては二郡以上の區域に一支部を置くことを得

(二) 支部長は道府縣支部長の推薦により總裁之を指名す

(三) 支部に事務局を置く

【四】 郡協力會議

(イ) 議員は町村協力會議員(各町村より少くとも一名)その他適當なるものうちより道府縣支部長の推薦により總裁之を指名す

(ロ) 議員の定数は二十名乃至六十名とす

(ハ) 議長、副議長、開會回數會期、招集等に關しては六大都市の市協力會議に準ず

臨時中央協力會議の構成方法

本部の補助金その他の収入を充つ

(四) 市區町村支部の下に分區を設け町村會長または部落會長をもつて分區會長に充つるものとす

【六】 地方支部の經費

大政翼賛會成立に當り中央協力會議を速かに開催する必要あり、よつて今限り左記の要領により臨時中央協力會議を開催せんとす

(一) 構成

臨時中央協力會議議員の構成左の如し

(イ) 道府縣支部並びに六大都市支

部常務委員中より各二名を總裁指名す(合計百六名)

(ロ) 各界代表者中より總裁指名するもの五十名

(二) 招集 總裁之を招集す

(三) 開會期日 十二月上旬の豫定

(四) 會期 五日間以内

(五) 會議内容

(イ) 本會の趣旨徹底

(ロ) 地方事情並びに各界事情の發表

(ハ) 本部各局よりの提案

(六) 出席者

(イ) 本部側 總裁、事務、總長、協力會議々長、常任事務、總務、局長、その他關係者

(ロ) 政府側 本部顧問、參與、その他關係者

【五】 市區町村支部

(一) 市區町村支部長は道府縣支部長の推薦により總裁之を指名す

(二) 支部に事務局を置く

(三) 市町村協力會議は市區町村

支那事變の近況

陸軍省情報部

世界情勢の變轉に伴ひ支那事變を一日も速かに解決すべきであるとの意見が盛んになつてきた。速かに重慶作戰を敢行し、蔣政権を潰滅すべしとの強硬意見も出てゐる。廣大なる支那大陸、四億の人口を有する支那、世界列強の半殖民地的存在であつた支那問題の處理解決は、決して短日月のよくするところではない。世界情勢の變轉に伴ひこれを徹底的に解決するためには、吾人は更に決意をかため、あくまで初志を貫徹することが必要である。今こゝに最近の支那事變状況の概説を試みる趣旨もそれにある。

一 重慶政権の近況

重慶政権は相變らず「抗戰到底」、即ち徹底的に戰爭繼續の意志であると宣傳をしてゐるのであるが、南方からの援

蔣ルートが遮断され、また先般四川省への入口宜昌が陥落して以來、急に抗戰諸物資が缺乏してきたのみならず、わが連續且つ徹底的な重慶爆撃に、物質的にも精神的にも非常な打撃を蒙つてゐる。また國際情勢の變轉に伴ふ影響は、結局に於て重慶側にとつて不利となつてきてゐる。一方日支國交調整に關する基本條約締結交渉は、豫定通り現地交渉は終了し、近い將來には有効に發動することとなる。かく形勢日に非なる重慶政権の弱みに乗じ、中國共產黨は勢力擴張に大意で、國共の關係は日に深刻な對立状態となつてゐる。わづかに、過日締結された日、獨、伊三國條約の齎す新情勢によつて、英米の對蔣援助がいよゝゝ強化され、抗戰環境はかへつて有利に展開するであらうといふことに、淡い望みをかけてゐる有様である。

これを要するに四面楚歌の蔣介石政権は、抗戰の前途に絶望的となり、今はたゞ惰性的に現状を維持し、何等かの方法でこの苦境を打開し得ないものかと日夜腐心してゐるものと考へらる。

二 支那軍の状況

本年四月以降わが軍が實施した大々的掃蕩戰によつて敵は甚大な打撃を蒙つた。ために敵が計畫中であつた第三期整備訓練に一大支障を生じ、七月上旬以降は専ら態勢の整備、部署の變更を實施し、各方面とも銳意戦力の挽回に努めつゝある状況である。

敵はわが軍が九月乃至十月の候、全面的攻勢に出ることを恐れ、わが軍の後方地區に對する遊撃戰を慥勵し、わが軍の移動攻勢準備の妨害に努めてゐた。八月中旬北支方面に於ける共產軍の出撃、晋南地區に於て中央軍の蠢動を見たなど、諸處に於て戰鬪をひき起したのもそれであるが、全般的には靜穩であるといへよう。

現在の蔣軍總兵力は約二百五十ヶ師、約二百萬と稱せら

れ、一ヶ師の兵員數は、概ねその基準編成に近い程度に補充されてゐるものと認められるが、その裝備は定員數の二三割を充す程度で、兵員の素質が著るしく低下してゐることは、逃亡兵の續出、不正行爲の頻發等、軍紀風紀の弛緩によつて明らかである。兵の戰意は殆んど見るべきものなく、賞金と峻烈なる處罰によつてこれを鼓舞激勵してゐる状態であるが、幹部の中には今なほ相當強い戰鬥意識を有するものがある。しかしこれ等は、日本軍と未だ交戦したことのないもの的心境であつて、一度わが軍の猛攻を受けた後は忽ち戰意が鈍化する傾向にある。

軍需品の補給能力は敵軍抗戰能力判定上の重要要素であるが、今日では海外よりの補給路の主なるものは殆んど完全にわが軍に封鎖され、殘るルートから極めて僅少數量のものも補給せられ、實質的には殆んど抗戰力増強にはなり得ない現況である。今回英國によつて再開されたビルマ・ルートは輸送力は従來一ヶ月千五、六百トンと稱せられてゐる。

また一方、その生産能力如何と見るに、敵國內兵工廠の

彈藥製造能力は、小規模の遊撃戦遂行には概ね支障なき程度に達してゐる模様である。しかしその他の兵器の生産力は小口徑以下の修繕程度で、極く貧弱なものであると見られる。

これを要するに蔣側支那軍の抗戦能力は著るしく低下し、到底武漢作戦當時のやうな大規模の攻勢作戦を遂行する能力はないが、遊撃戦術による長期持久戦態勢保持に對しては、なほ相等長期に耐へ得るものと判断するを至當とする。

三 各地の状況

1 北支方面共産軍の活動

北支方面では去る八月二十一日頃、山西省奥地に蟠居する第二百一、第二百二十九師等の共産軍及び抗日大學生等總計一萬二千の敵が、同蒲、石太各鐵道及び炭礦に對し一齊破壊を企圖してゐたので、わが軍は機先を制して二十一日來各地に反撃、二十五日遂に完全に擊退しこれに多大の損害を與へた。その他山西省東部地區及び河北、山西省境に蠢動

する共産軍に對し十月十一日以來掃蕩戦を實施した。

2 中支方面

中支方面では去る八月、江西省武寧方面に於て新編第七十三、三十九師に對する討伐、安徽省蕪安附近に於ける敵第七十六師保安團に對する掃蕩、廬州北方淮南鐵道沿線方面の掃蕩戦等が行はれた。九月には、五日以來揚子江江北高郵湖、洪澤湖を中心とする地區一帯の共産新四軍に對し包圍戰を實施したのが一番大きな戰闘であつた。十月に入り十三日以來沿江東南方の湖沼地帯及び奉新附近に於て掃蕩戦を實施し、一方三角地帯方面では三日以來約二十ヶ師の敵を追撃し、蕪湖より杭州中間地區及び杭州南方地區において殲滅的の打撃を與へた。

3 南支方面

廣西省佛領印度支那國境方面では、對内外示威のため敵軍一部の蠢動漸く盛んとなつて來たので、南支軍では八月十七日以來行動を起し、上思縣周邊地區においてこの敵を徹底的に討滅した。

一方わが陸海航空部隊は十七日敵に殘された西北ルート

の要衝寶鶏を空襲、十九、二十日海軍航空部隊と密接なる協同の下に重慶を猛烈に爆撃しこれを窒息せしめた。九月に入り、一月以來海南島に残存蟠居する敵艦一千を、陸海軍及び民衆自衛軍協力の下に掃蕩を實施した。航空部隊は引續き敵主要各地の猛爆撃を繼續してゐる。

九月二十三日から行はれた皇軍の佛印進駐によつて、北部佛印を皇軍が軍事的に利用することが出来るやうになり、爾後の作戦行動を大いに容易ならしめるに至つた。これがため南寧からの軍の撤收も可能となつたのである。わが航空部隊の精銳は十月五日河内飛行場に進駐し、十月十七日再開されたビルマ・ルートの爆撃を、適時實行し得る態勢を確保した。

むすび

これを要するに、支那大陸に於ては依然皇軍將兵は長期に互り掃蕩戦に日夜奮闘努力しつゝあるのであるが、士氣ますます旺盛、使命の達成に邁進しつゝある。

寫眞週報

第四百四十一號

(十一月六日號)

- ☆ 表紙 若き力の律動美
- ☆ 代々木の森に神鎮まりまして二十年
——明治神宮の樹
- ☆ 紀元二千六百年奉祝式典式場竣工近し
- ☆ 隣組の常會を開きませう —東京
都會では隣組の常會は中々開きにくい、だが、職業も生活様式もまら／＼でまとまりにくい都會なればこそ、なほさら常會を開く必要があるのだ。
- ☆ 興亞厚生大會 —大阪
- ☆ くりひろげられた若き力と美
——明治神宮體育大會開く
- ☆ 華北政務委員長王揖唐さん
- ☆ 戦時下ドイツの隣學から日本の學徒使節は
何を學んだか

廣物ペーヂ

△米はどうか監視されるか △警備員體制下の遊正博覧の生活道 △大陸遊學使徒は語る △長靴の花嫁下 △和服の目ひ方 △廣物 ペーヂ



伊軍、ギリシヤに進入

外務省情報部

— 國際時事解説 —

かねて不可避と見られていたイタリア、ギリシヤの衝突は、遂に十月二十八日、イタリアの對希最後通牒から一舉に伊軍のギリシヤ進入となつて勃發した。

今回の伊希戦勃發の直接動機としては、去る十月二十五日のアルバニアの擧げに於けるギリシヤ不正規兵の對伊不法攻撃事件、二十七日のカボスチロ爆弾事件など、相つゞギリシヤの對

伊不法行動に基づいたものであるが、その根本的理由としては、イタリアの參戰以來、ギリシヤが對樞軸とりわけ對伊敵性を露骨に示しイタリア再三の警告にも取合はず、ためにイタリアが今回の相つゞ不祥事件を契機として、遂に勘忍袋の緒を切つた點にある。

前大戰後のギリシヤ

ギリシヤは第一次大戰に際し英佛側に參戰して勝利を得、國土の擴張を見た餘勢を驕り、一九二二年英國の援

助の下に、その頃小アジア地方に旗揚げをしたトルコ國民軍を討伐するためとしてスミルナに出兵し、一舉にアンカラまでを占據するかの勢ひを示したが、その後戦ひ利あらず大敗に歸し、國內には革命勃發して王政倒れ、一九二三年のローザンヌ平和條約により慘憺たる結末を告げたのである。

かくてギリシヤの外交政策は、一定の強國に偏せず國際聯盟の平和主義機構によつて他國との紛争を解決する態度を持つることとなり、ひたすら平和

政策に従つて新興ギリシヤ共和國の國際的地位の確立を目ざし、

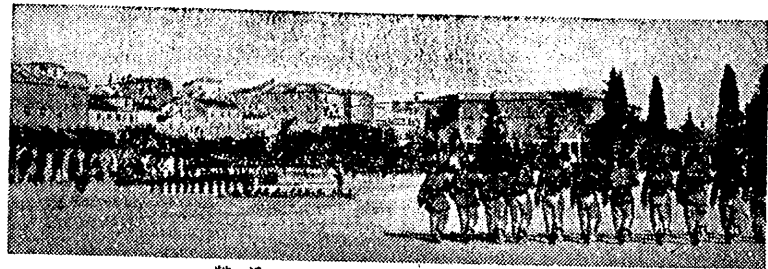
島のイタリヤ、ルーマニア、ハンガリー等との間に仲裁條約を結び、永年に亘り紛争をつゞけてきた

トルコとも仲裁條約を成立せしめ、更に一九三〇年十月に至り希土兩國均等主義海軍制限協定の締結に成功したのであつた。然るに、その後一九三五年の帝政復活について翌三六年メタクサス將軍のファシズム獨裁政權の出現は事態を一變させ、ギリシヤの對獨伊接近となつた。しかし一方に於て、英國海軍の地中海に於ける優勢さとギリシヤ煙草に對する英國需要市場の有力さとは、メタクサス政權の對英提携を強める可能性多大と見られていたのである。

英國依存へ傾く

そして、ドイツの、一九三八年三月のオーストリア併合、つゞいて同年九月から三九年三月へかけてのチェッコ

スロヴァキアの分割ならびに併合、さらに三九年八月の獨ソ提携につゞき、ランドの分割となるに至り、ギリシヤの親獨傾向は全く消滅し、加へて一九三九年四月、イタリアのアルバニア進出によりギリシヤはイタリアの武力の脅威を直接に感ずるに至り、こゝにギリシヤの外交政策はイタリア以外の地中海に於ける最大勢力たる英國との提携緊密化に集注されることとなつた。即ち、イタリアのアルバニア進出により伊希關係とみに緊張するや、ギリシヤ政府は一九三九年四月、英佛兩國に對し「ギリシヤは自國の獨立或ひは領土に脅威を受ける場合、敢然起つて戦ふ。従つて、英佛側のギリシヤ獨立保障を歓迎する」旨の申入れを行ひ、それに對して英佛兩國は對希援助



の決定を言明したのである。ついで七月、總額約二百五萬磅の英希クレディットの設定は、ギリシヤに於ける英國の經濟的立場を強化し、更に十月、アムカラに於て調印された英佛土三國相互援助條約により、ギリシヤに對する英國側の軍事的援助を一層確實化し、ギリシヤの對英依存關係はますます強化されるに至つた。

そのやうにギリシヤが、當時次第に強靱性を増大しつゝあつた獨伊樞軸に離叛し、對英接近策を取つて探つたことは、第一の理由として、當時地中海に於ける英海軍勢力が優位を占め地中海に臨む海運國ギリシヤ(一九三八年度所有船舶百八十九萬噸)日本の約三割八分に相當し、世界第十一位を占むとして、自己の保身にによるものとされ、第

二にはイタリヤがコルフ島始めイオニア海諸島等を窺ひ、ギリシヤに對して領土的野心を抱くものとギリシヤ側は思ひ込み、警戒且つ恐怖し、殊にイタリヤのアルバニア併合以來一層この感度を深くするに至つたことが挙げられるのである。

對伊敵性を發揮

かくて今年の六月、イタリヤが遂に參戰するや、英國の對希工作と相應じてギリシヤは次第に對伊敵性を示し、例へば、英伊間の海空戰に際してはクレタ島を初め幾多の海空軍基地を英國側に提供したと傳へられ、伊希開戰に備へてコルフ島、イオニア諸島、クレタ島、エーゲ海諸島の軍備を強化し、或ひはまた希臘領アルバニア

國境地方に於けるアルバニア人の壓迫政策を行ふに至つた。

ついで八月に入り、ギリシヤ・アルバニア國境地方に於てアルバニア人愛國の志士ホギア氏がギリシヤ側によつて慘殺されたといふ事件が勃發し、そのため伊希間の風雲は急を告げるに至り、ギリシヤ側はアルバニアとの國境地帯の防備を強化するとともに、國內各港へ機雷敷設を行ひ、飛行禁止地帯の設置等の非常措置を斷行した。それに對してイタリヤ側も、アルバニア領の對希臘國境地帯へ兵力を増強するとともに、希臘領アルバニア國境地方に於けるアルバニア人居住權の確保ならびに愛國運動を防遏せぬこと、對英軍事の便宜の提供を打切ること、コルフ島・イオニア諸島・クレタ島・エー



が海諸島の軍備を好意的に撤廢することについて對希要求を提出したと傳へられたのである。

又、それと前後して、獨伊兩國は、

ギリシヤが英國の對希保障を一方的に破棄するやうに要求したが、ギリシヤはあくまでも英國側を後援したのみ、その要求を一蹴し去つたのである。

一方、ギリシヤに對すると同様、三九年四月に英國側が保障を與へたアルマニアに於ては、ソ聯軍のベッサラビア及び北ブ

コヴィナ進駐、ついでハンガリーのトランシルヴァニア回復、ブルガリアの南ドブルジャ回復が行はれ、十月に入り獨軍の進駐を見るに至り、獨伊樞軸の勢威は單にトルコに對してのみならずギリシヤに對しても刻々加重されてきた。

それに對抗して英國側は、獨伊の今後の進出線が希土兩國を目ざして東地中海の制覇へと發展するものと警戒して、土希兩國との協力を確保するとともに土希ならびにユーゴーとの提携にまで押し進める工作の手筈を行ひ、一方、ギリシヤも英國と緊密な聯繫の下にトルコのみならずユーゴーへも働きかけ、この結果ギリシヤは少くもトルコからは萬一の場合に援助を受けるといふ豫約を得たと傳へられるに

至つたのである。

イタリア遂に立つ

かくして、ギリシャの反獨伊樞軸的の氣勢は次第に高まり、極力隱忍自重してきたイタリアも、もはやこれ以上は忍び難い状態に立至つた。そこへ今回の相つぐギリシャの對伊不法行動事件の勃發となり、十月二十八日、イタリア政府はギリシャ政府に對し「對英保障占領・但し主權は尊重する」旨の最後通牒を手交し、一方、ギリシャはそれを拒絶し、國王ゲオルギオス二世は「ギリシャはその獨立を脅かさんとするイタリアに對し戰爭せざるを得なくなつた」との宣言を發せられ、遂に伊希開戦の幕は切つて落されたのである。

そしてイタリア政府は、伊希交戦に關し同二十八日のやうに聲明した。



「最近、アルバニア・ギリシャ間につづいて起された諸事件は著るしく伊

希關係を惡化せしめ、イタリアは遂にギリシャ・アルバニア國境に現實

の自己の危險に直面してやむを得ず、こゝに緊急の手段を採らねばならぬ羽目に立ち至つた。且つ、英國はギリシャの陸海上に於て、最近とくに陰謀を逞しうし遂にギリシャの獨立を侵犯した。かゝる英國の陰謀に據られつゝあるギリシャを、もはや獨立國と見なすことは出来ない。イタリアはかゝる事態に直面して、今後起るであらうところの、あらゆる場合に對處するため、今回の處置を採つたものである。」

なほイタリア政府は、ギリシャは既に次の五點に於て、その中立政策を侵犯してゐたと指摘したのであつた。

- 一、ギリシャは英國艦隊をしてその港灣を使用させてゐる
- 二、ギリシャ軍の基地に於て英空軍は保護の便宜を與へられてゐる
- 三、英國諜報機關がギリシャを基點として活躍してゐる
- 四、ギリシャは英國と軍事的秘密協定を締結してゐる
- 五、イタリアならびにギリシャ國內に居住するアルバニア人を使役して反伊行動に出でさせてゐる

かくして、アルバニアに在つたイタリア陸軍部隊は國境の各地からギリシャ領内に進撃し、又、伊空軍はバトラス港・コリント運河・プレヴェサ海軍基地及びアテネ附近のクトイの各要衝、爆撃を敢行し、伊海軍はコルフ島の砲撃を開始するに至つた。

なほギリシャ政府は、二十八日イタリアと交戦状態に入るや、直ちに英國政府に宛て軍事保障協定に基づく英國の救援を要請し、英政府は即日それを受諾した。

開戦を繞る國際關係

なほ伊希開戦をめぐる國際關係であるが、先づブルガリアはかねてよりギリシャのトラキア地方に失地回復の機會をうかゞひ、エーゲ海への出口を求め、すでにその意向を公然と表明してをり、且つこれは獨伊側の支持を得てゐるとも傳へられ、可能性を注目されてゐる。

ユーゴスラヴィアは、ギリシャとの接觸面は比較的少なく、すでにその大部分は獨伊勢力に圍繞された形であり、ユーゴは伊希紛争に對し最後まで中立を維持すると當局者は逸早く言明した通り、恐らく中立を嚴守するものと傳へられてゐる。

それに反し、トルコは英國と相互援助條約を結んでをり、一説に對希援助を約してゐるとも傳へられてゐるが、トルコの態度はソ聯の動向と不即不離の關係にあり、去年十月の英佛土條約の締結に際してもその軍事援助義務の發動に關しソ聯の態度如何に言及されてゐる程であるため、ソ聯の態度如何によつては必ずしも對希援助に立ち上るものとは見られないのである。



米穀の國家管理

— 米穀管理規則の解説 —

農 林 省

國家管理の必要

去る九月二十日現在の内地に於ける米の第一回豫想收穫高は六千三百一十一萬九千石で、昨年の實收高に比べると實に五百八十萬六千石（八分四厘）の減少であり、またこれを前五ヶ年平均實收高に比べれば實に二百三萬九千石（三分一厘）の減少となつた。これは今春各地とも降雨が少く、その後も地方により雨が降り過ぎたり、気温が低過ぎたりして餘り順當な天候でなく、二十日や二十二日は大體無事に過ぎたが、地方によつては風水害や病虫害が起り、これ等いろいろの事情が影響して生産農家の増産に對する努力にもかかわらず、かういふ結果

を示すことになつたのである。

また内地の米の需給關係に重要な役割をもつ朝鮮や臺灣の米作はどうかといふと、朝鮮の第一回豫想收穫高は二千九十八萬七千石で、これは昨年の大旱害に比べれば勿論著しい回復振りであるが、平年作に比べればあまり良い出来とは言はれない。臺灣の方は十一月の上旬に雨がないと、收穫の豫想はつかないが、これもあまり良くはないやうである。それに加へて朝鮮でも臺灣でも、米の消費は近年増加してゐるので、内地への移出については事變前と同様の數量を期待することは困難である。これ等の事情を綜合して考へると、昭和十六米穀年度（今年の十一月一日から來年の十月末日まで）の米の需給關係は決

して樂觀を許されない。出来秋を迎へたからといつて油断は禁物であることは勿論、一層心を引き締めてかゝらねばならぬ状況に在るのである。

そこで政府はかかる事態に對應するため、九月十七日の閣議決定「昭和十六年度米穀對策二關スル件」により、米の國家管理制度を布くこととなり、去る十月二十四日米穀管理規則を公布し、いよいよ十一月一日からこれを施行することにした。

その趣旨は、今秋の作柄は決定し、もはや動かすことは出来ないが、收穫されただけのものは確實に供出され、沢庵や偏在の起らないやうにして、配給統制上必要な米の供給を源泉的に確保しようとするに在る。政府はさきに「臨時米穀配給統制規則」（八月二十日公布、九月十日施行）を制定し、米の生産者及び地主が、その生産米または小作米を販賣し又は販賣の委託をする場合は、すべて市町村農會の出荷統制に服させることとしたが、この規則ではどれだけ出荷するかといふことは、原則として生産者及び地主の自由に委ねられてをり、政府として

は必要ある場合には右規則の第十一條の「配給に關し必要な命令」を爲し得るほか、第九條による寄託命令、第十條による買入申込等を爲すことが出来るといふに止まつてゐた。しかし、これだけでは到底前述のやうな困難な米穀事情の下で、國全體の需給の均衡を維持することは困難なので、生産者及び地主に對してはまことに窮屈な統制であるが、やむを得ない對應措置として、この米穀管理規則により全國を通ずる米の需給に不安なからしめるため國家として必要なだけの米の數量は、管理米としてこれを確保し、國の統制の下に置くこととしたのである。

つまり「臨時米穀配給統制規則」の定めた経路を通つて出荷されるべき米の集荷を確保するために、即ち右規則に於ては單に「市町村農會の統制に依るべし」とのみ規定されてゐた米の集荷過程の統制方法をはつきり定められたが、今回の米穀管理規則なのである。

この規則は、昭和十二年法律第九十二號「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」の第二條によつて制定

された農林省令である。以下條を逐つてなるべく簡単に解説を試みよう。

管理米の割當

第一條 市農會又ハ町村農會（地方長官市町村ヲ指定シタル場合ハ當該市町村以下同ジ）ハ地方長官ノ指示スル所ニ依リ米穀生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ニシテ小作料トシテ米穀ヲ受クルモノ（以下地主ト稱ス）ニ對シ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受クル米穀ニ付管理米トシテ出荷スベキ數量ヲ定ムベシ

市農會又ハ町村農會前項ノ規定ニ依リ管理米トシテ出荷スベキ米穀ノ數量ヲ定メタルトキハ遲滞ナク之ヲ當該米穀生産者又ハ地主ニ通知スベシ

本條は管理米の割當に關する規定である。米穀管理制度の眼目は、米穀生産者及び地主が政府の方針に従つて、その生産米又は小作米の中、自家保有米以外のものは總てこれを國家管理の下に販賣することに在るが、その割當は市町村農會が擔當するのである。

市町村農會は農業者の自治的統制團體であると同時に、最近農會法の改正により農業に關する統制施設を爲し得る新機能を有することとなり、臨時米穀配給統制規則に於ても出荷統制の機關として重要な役割を擔ふものであるから、管理米の割當といふやうな仕事に當るには最も適當と考へられる。たゞ、（一）市町村農會が無い場合、（二）市町村農會に於て米の出荷統制を爲すことが困難な特別の事情ある場合は、地方長官が當該市町村を指定して、市町村に管理米の割當をさせることになつてゐる。

さて管理米の割當は「地方長官の指示する所に依り」行はなければならない。第一の問題は割當數量をどう計算するかであるが、先づ生産者に對しては、その收穫豫想高を定め、後述の方法により算定した自家用保有米の數量と、小作人の場合はその小作米の數量を更に控除した殘額を以て、管理米數量とするのである。（右の計算には層米を含まない）二箇市町村以上に互り耕作してゐる生産者については、關係農會が協議の上、いづれか適當

な農會で取まとめて處理しても差支へない。

次に地主に對しては、その地區内の土地より收受すべき小作米の數量から、後述の方法により算定した自家用保有米の數量を控除した殘額を以て管理米數量とするのである。二箇市町村以上に互り、小作地を有する地主については、その地主本人から自家用保有米に充てたいと思ふ小作米を、當該市町村農會に届け出ることとし、届出の無い市町村農會では自家用保有米の控除を行はない。なほ自家用保有米の控除が重複することがあつては不都合であるから、右の届出は當該地主の居住地の市町村農會を經由して爲すこととし、關係農會との連絡を圖らせるやうにする。

又地主でも當該道府縣に居住して居らぬ者に對しては、寧ろ生産者とは取扱ひを區別して然るべきものと考へられるので、自家用保有米の控除をせず、全部管理米として出荷させることになつてゐる。

管理米の數量は一應以上のやうな方法で割當てられるが、割當に際し、このやうにして算出された數量以上の

ものを管理米として出荷したいといふ申出をした者については、その申出數量を以てその生産者又は地主の管理米數量とするのである。

そこで問題は、いよゝゝ自家用保有米をいかに計算するかであるが、次の三つの數量を合計したものを各生産者及び地方の自家用保有米とすることと定められた。

（イ） 地方長官の指示する年齢別一人當り消費量を基礎とし、生産者又は地主各戸の家族の構成人員に應じて算出した一ヶ年分の數量

（ロ） 右數量の百分の一に相當する數量

（ハ） 種子用數量

（イ）の年齢別一人當り消費量は、地方長官が農林大臣の定める最高標準の範圍内で、各地方の米の消費の實情及び食糧農産物の生産狀況等を參照して決定し、それを市町村農會に指示するのである。

右の農林大臣の定める年齢別一人當り消費量の最高標準數量は、各道府縣に於ける昭和十二年度、十三年度及び十四年度の三ヶ年の飯米消費高から算出した一消費單位

當り消費高の三ヶ年平均を基準とし、それに全國平均の一消費單位當り消費高及び各地方の事情を參照して各道府縣の一消費單位當り標準消費高を定め、それから年齢別に一人當り消費高を算出したものである。地方長官はこの最高標準消費量の範圍内で他の諸條件を參照して、當該府縣内の具體的年齡別一人當り消費量を決定せねばならない。但し生産者の勞苦に報いるといふ意味と、米作が相當激しい勞働であるといふ點から、米作に従事する十五歳以上の者については、地方の實狀により、男子は三割まで、女子は一割までの増額を爲すこととなつてゐる(こゝに消費單位とは、つまり「大人一人前」といふことである)。

市町村農會は地方長官から指示された年齢別一人當り數量に基づいて各生産者及び地主につき、家族の構成人員に應じて各戸の一ヶ年分の飯米消費數量を計算するのであるが、右の家族には同居の家族のほか、農業使用人及び家事使用人等家族に準ずる同居人を含むこととしてある。

(ロ)の「右數量の百分の一に相當する數量」といふの

は、從來生産者が飯用以外の自家用味噌、醬油等の製造に消費してゐた數量を約一パーセントと見込んで、これを自家用保米の中に算入することとしたのである。(ハ)の種子用所要量は、地方長官が定める反當り所要量を基礎とし、米作反別に算定することとなつてゐる。なほ以上の計算には屑米を包含しないことは前記の通りである。

次に管理米の割當の時期は何時とするか。原則として、米の收穫前地方長官の指定する期日までに決定して、それ以後の生産者地主に通知せねばならぬ。しかし、早場米を始め、管理米數量の割當の際既に收穫を終つてその收穫した新米を販賣し又は販賣の委託をした生産者又は地主に對しては、上述の如くに算定された管理米數量から、右の既に販賣し又は販賣の委託をした數量を差引いた殘額を管理米數量として割當ることとする。なほ、割當は收穫前の豫想に基づいて爲されるから、實收の結果あまり相違がある場合は補正する途を講ずることとなつてゐる。

、所要の管理米を確保するために管理米數量の割當は、できるだけ速かに終了するやうに努むべきであるが、現下の米穀事情に鑑みて、割當決定前でも生産者、地主から便宜管理米の一部として出荷をさせ、配給上支障のないやう措置する必要がある。

市町村農會が管理米として出荷すべき數量の割當を終つたときは、遅滞なく割當總數量を地方長官に届出でなければいけない。

管理米數量の割當を受けた數量以上に米を出荷することは固より差支へないが、この場合は第三條の規定により證印の押捺を受け、管理米として取扱ふこととなる。

以上述べた通り、收穫豫想高の決定及び管理米數量の割當等は、市町村農會が生産者の統制機關としてこれを擔當するのであるが、その實行に當つては市町村長、産業組合長、部落組合長、穀物検査員その他米穀關係職員を以て組織する委員會を設け、その意見を聴き且つ協力を求めて、實施の円滑適正を期することとした。なほ上級團體たる道府縣農會及び郡農會は、適當な方法によ

り市町村農會の行ふ出荷統制に關し指導監督をするのである。

管理米の證印

第二條 米穀生産者又は地主ハ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米穀中前條第一項ノ規定ニ依リ定メラレタル數量ニ相當スル米穀ニ付地方長官ノ指示スル期間内ニ其ノ包裝ニ地方長官ノ定ムル證印ノ押捺ヲ受クベシ

改裝ニ因リ證印ヲ抹消シ、除却シ又ハ隠蔽スルコトトナリタルトキ其ノ米穀ニ付亦前項ニ同ジ
前二項ノ場合ニ於テ地方長官ハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ證印ヲ押捺セシム

證印ノ押捺ヲ爲ス場合ニ於テ當該官吏又ハ吏員ハ地方長官ノ定ムル證票ヲ携帶スベシ

本條は前條の規定により管理米數量の割當を受けた生産者・地主に、割當られた數量だけの米につき一定期間内に其の包装に證印の押捺を受ける義務を定めた規定で

ある。右の期間は地方長官が指示するが、集荷が成るべく迅速且つ計画的に完了するやう、少くとも市町村別に定めることになつてゐる。證印も地方長官が定めるのであるが、これは各府縣區々にならないやう、農林省で一定の様式(簡圖の中に公の字を表はしたものを)を決定し、九月下旬各地方長官に通牒してある。證印の押捺を受ける米は各生産者・地主の生産米又は小作米であつて、割當數量に相當する數量のものであればよいのであるから、必ずしも新米即ち昭和十五年産米たることを要しない。

第二項の「隠蔽」することとなる場合は、單依を二重依に改める場合をいふ。

次に證印は誰が押捺するかといふと、市町村に設置する米穀管理事務取扱員が、地方長官の機關としてこれを擔當することとなつてゐる。右の職員には穀物検査員を充てるほか、適當な者を道府縣に於て囑託する。穀物検査員は通例穀物検査の際に米穀管理事務取扱員として證印を押捺することとならう。なほこの米穀管理事務取扱員は右の管理米證印の押捺以外農會の行ふ管理米割當に

關する指導、管理米の集荷並びに保管に關する指示、保管狀況の調査等管理に必要な事務に従事する。

第三條 米穀生産者又は地主其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米穀ニシテ前條第一項ノ規定ニ依リ證印ノ押捺ヲ受クベキモノ以外ノモノヲ販賣セントスルトキハ其ノ米穀ニ付其ノ包裝ニ前條第一項ノ地方長官ノ定ムル證印ノ押捺ヲ受クベシ
前條第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

生産者又は地主は割當てられた數量の米に證印の押捺を受けて管理米たらしめる義務を負ふが、割當數量以上に管理米を出すことは固より差支へなく、寧ろ望ましいことであるから、生産者、地主に割當數量以外に販賣しようとする米があれば、申出に應じてこれに證印を押捺し管理米として取扱ふこととし、又既に割當を終了し一應自家用として手もとに残つた米をその後販賣しようといふ場合にも、やはり同様の取扱をすることとした。これは、證印の押捺されない管理米以外の販賣米を別

個に認めることは配給の統制を亂し、全販賣米を管理するといふ制度の趣旨を没却する結果になる處れがあるからである。

「販賣せんとするとき」とあるのは、販賣の委託をも含む意味である。なほ販賣米である以上は米の種類、年産の如何を問はない。

第四條 米穀生産者又ハ地主ハ正當ノ理由アルニ非ザレバ前二條ノ規定ニ依リ押捺ヲ受ケタル證印ヲ抹消シ、除却シ又ハ隠蔽スルコトヲ得ズ

證印の押捺を受けた管理米は第五條の規定により地方長官の指示に従ひ指定された倉庫に寄託し又は所有者が保管することとなるが、證印を押捺し一定の場所に集荷させるといふことは、管理米の數量及び所在を明らかにして、米穀配給の円滑適正を期するためであるから、所有者たる生産者、地主と雖も勝手に證印を消したり、取除いたり、隠したりすることは許されない。しかし災害、變質等の事故のため或ひはそれ等の事故を防止するために改装が必要であるとか、又第六條但書により地方

長官の許可を受けて自家消費に當て得ることになつた場合などは、正當の理由あるものとして認めることとしたのである。

管理米の集荷

第五條 米穀生産者又ハ地主ハ第二條及第三條ノ規定ニ依リ證印ノ押捺ヲ受ケタル米穀(管理米)ヲ地方長官ノ指示ニ從ヒ其ノ指定スル農業倉庫業者其ノ他ノ者ニ寄託シ又ハ自ら之ヲ保管スベシ
本條は管理米の集荷に關する規定である。

管理米は原則として農業倉庫業者その他の倉庫業者に寄託せしめる。収容力等の關係上、やむを得ぬ場合は生産者、地主が自ら保管することを認めるが、さういふものも事情の許す限り速かに農業倉庫業者に寄託させ、保管の安全と出荷の便宜を期すべきである。

なほ倉庫の収容力を増加するためには國庫で倉庫の建設を助成するほか、農業倉庫業者等をして個人倉庫を借庫せしめるなど機宜の措置を講ぜしめることになつ

てゐる。

地主の管理米については、集荷の敏捷を圖るため成るべく小作人の手もとから直接出荷させるやうに指導する方針である。

管理米の保管費用に對しては、地方長官の指定する倉庫又は他の場所に集荷した時から、所有者たる生産者又は地主が賣渡をするまで（農業組合又は農業倉庫業者に販賣を委託した場合はその系統關係が賣渡をするまで）の月數に應じ、總額約五百六十六萬圓の金利保管料の補助金を産業組合、農業倉庫業者又は市町村農會を通じて管理米所有者に交付することになつてゐる。

管理米の集荷は配給調整の必要上出来るだけ敏捷に進捗させなければならぬから、個々の生産者、地主が何の連絡もなく無統制に出すのでなく、何等かの組織を作つてこれを能率的に統制することが必要である。そこで市町村農會は適當な區域（原則として部落）別に共同作業班を結成させ、これに收穫、脱穀調整、集荷等の作業を共同的に實施させることとし、政府は此の共同作業班に

對して石油、ゴムロール等の農業必需物資の優先的配給を行ふと共に、その結成並びに活動を促進するために要する補助金として總額約百六十八萬圓を支出する豫定である。

管理米の集荷並びに保管は地方長官の指示に従ひ爲されなければならないが、右に關する事務は米穀管理事務取扱員たる穀物検査員等がこれに従事するのである。米穀管理事務取扱員は、擔當市町村に於て集荷された管理米の保管場所別數量及びその異動を、隨時地方長官に報告せねばならない。また市町村農會は當該管理米所有者の住所氏名、數量、集荷の場所及び期日を簿帳に記載し、生産者、地主の管理米出荷實績を明確ならしめることを要する。

その他の規定

第六條 米穀生産者又は地主ハ其ノ所有スル管理米ヲ臨時米穀配給統制規則ノ定ムル所ニ依リ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スノ外消費シ、質入シ、讓渡シ其ノ

他處分スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

本條はいはば管理米の性質を規定した條文である。即ち管理米の所有者たる生産者、地主は臨時米穀配給統制規則第三條の規定に依つてその管理米を販賣し又は販賣の委託を爲すことは固より差支へないが、右の場合以外勝手に消費し又は讓渡し其の他處分することは出来ない。これは管理米の制度が臨時米穀配給統制規則のルートを通じて出荷すべき米の所要量を確保することを目的とする以上當然の制限である。

たゞ生産者、地主の自家用保有米が事故に因り滅失毀損したためとか、管理米數量の割當決定後家族構成人員が著るしく増加したために、自家用米に不足を生じた場合、その他やむを得ぬ理由ある場合には、本條但書に依り地方長官の許可を受けて管理米を消費したりその他の處分を爲し得ることとした。

又生産者、地主が管理米を販賣組合又は農業倉庫業者以外の者（天體は商人）に販賣した場合及び生産者、地主

から販賣の委託を受けた販賣組合又は農業倉庫業者（販賣組合聯合會、聯合農業倉庫業者を含む）が管理米を販賣した場合には、その米は爾後管理米としての特別の制限を受けないことになる。但し臨時米穀配給統制規則の適用を受けることは勿論である。

第七條 米穀生産者又は地主ハ臨時米穀配給統制規則ノ定ムル所ニ依リ販賣シ若ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル場合又ハ前條但書ノ許可ヲ受ケタル場合ノ外第五條ノ規定ニ依リ寄託シ又ハ保管スル管理米ヲ移動スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

生産者、地主は第五條の規定に依りその管理米を農業倉庫業者その他に寄託し又は自ら保管するわけであるが、所有者だからといふので自由に現物を動かすことを認めたのでは、管理米の所在、數量の明確を期し得ないから、本條の制限を設けたのである。但書に該當する場合、例へば倉庫収容力等の關係上生産者、地主がその手もとに保管してゐた米を収容餘力の生じた農業倉庫に

寄託することにつき地方長官の許可を得た場合等を指す。

以上が米穀管理規則の内容であるが、この米穀管理對策實施に要する費用として臨時米穀管理施設費の名目で國庫から差當り約千八百三十萬圓を支出することとなつてをり、その内訳は次の如くである。

- 臨時米穀管理施設費 一八、三二二、二四一
- 本省事務費 三三、八〇〇
- 道府縣施設費補助 一、三一九、九一〇
- 出荷統制團體補助 一、八四九、七一六
- 共同作業補助 一、六八二、三〇二
- 管理米寬荷委託費 五、七六〇、〇〇〇
- 金利保管料補助費 五、六六六、五一三
- 倉庫建築費補助 一、〇〇〇、〇〇〇

最後に一言したいことは、本制度が眞にその効果を發揮し得るためには、政府として時局の必要と制度の精神、運用方法等の徹底を圖るべきは固よりであるが、同

時に生産者の方々のこれに對する心からの理解と積極的な協力に俟たねばならぬといふ事である。

今や一億國民生死を共にすべきときである。この際消費の規正の強化に伴ひ消費者たる一般國民は米の消費節約に一層努めると共に、生産者の方々は現在わが國の直面しつゝある非常の時局を深く認識せられ、國家のために己を捨てて同胞のことに思ひを致し、戦時食糧政策遂行上絶対に必要な米の供出に十分な努力を盡され、農の眞精神を發揮せられんことを切望してやまない。

TOKYO GAZETTE

大政翼賛運動新體制 英文解説

週報英文版「東京ガゼット」十一月號所載 目下發賣中

定價 上巻一部七拾五圓(送料別)
 半年版一部三拾五圓(送料別)
 全年版一部七拾圓(送料別)

申込所 東京市丸の内區外神田區三丁目三番地
 東京市丸の内區外神田區三丁目三番地
 東京市丸の内區外神田區三丁目三番地

文部省推薦圖書紹介 一 一般向

◇日本郷土學(小田内通敏著) 著者は水年、聚落地理や郷土地理等の研究に従事してきた地理學者である。本書は「日本郷土學樹立の爲には郷土の科學的研究が如何に重要であるかを説いたもので、全巻を通じて、郷土研究者の心構へやプラン等に直接參考となるべき研究の實例や郷土愛を物語る幾多の事例を豊富に包含してゐる。郷土研究の實例として「わが郷土(秋田縣)を、郷土と教育」と題して小學校、青年學校、師範學校等の郷土教育について著者の見聞や見解を、「新しい郷土」として滿洲に於ける若き開拓者の生活や滿鐵の非難を述べ、滿洲への居住と認識について著するところがある。郷土の正しい認識が要せらるる今日、本書は地理研究者のみならず一般人にも郷土研究のよい參考書たるべきであらう。

全三冊 定價三圓五〇錢 送料三錢 發行東京市丸の内區外神田區三丁目三番地 振替東京二六〇

◇道元禪師と行(秋山勉二著) 本書は著者の

放談本「正法眼藏五夕談(昭和十四年十二月二十七日十三十一日)その他十六篇の隨筆論議よりなる。既に標題が示す様に、全篇を通じて禪が修行學、日常茶飯の中にあり、所謂行即佛即行なる趣旨を特に明かにせんとしてゐる。同時に平明暢達なる行文によつて、難解な禪の思想を解説してゐる。(内六判三〇二錢 定價一圓八〇錢 送料一〇錢 發行東京市丸の内區外神田區三丁目三番地 振替東京二六〇)

豫告 週報叢書

國家總動員法令解説
 強化された國家總動員法令に關しては、各方面から詳細な解説の要望がありますので、内閣情報部ではさし當つて、銀行等資金運用令、賃金統制令、
 について權威ある精細な解説と、これ等に關する勅令、省令、書式その他一切を収録したパンフレットを編輯、「週報叢書」として内閣印刷局から發行する豫定です。

十一月下旬發行豫定

注意	御	所	込	申	價	定
▲本誌より轉載の場合には必ず「週報叢書」の旨を明記し、且つ右轉載料を内閣情報部週報課宛に郵送して下さい。						
▲本誌記事の無断転載は断然禁止します。						
▲週報叢書に對する御希望や御意見を、御意見書(週報叢書部宛)お知らせ下さい。						
▲本誌を他へお譲りの場合は送料一部五圓▲本誌へ廣告御希望の方は内閣印刷局へ						
▲本誌より轉載の場合には必ず「週報叢書」の旨を明記し、且つ右轉載料を内閣情報部週報課宛に郵送して下さい。						
▲本誌記事の無断転載は断然禁止します。						
▲週報叢書に對する御希望や御意見を、御意見書(週報叢書部宛)お知らせ下さい。						
▲本誌を他へお譲りの場合は送料一部五圓▲本誌へ廣告御希望の方は内閣印刷局へ						

皇紀二千六百六十年記念貯蓄



野村信託

本店大阪堺筋 支店東京日橋

露光量違いにより重複撮影

菊池 寛著

二千六百年史抄

△四六判百四十頁

△定價 三十五錢

△(送料 三錢)

☆最も要領を得てる・最も面白い・最も廉い歴史書!!

本書は「週報」に掲載され、全讀者の非常なる好評を博したる原稿に、更に新たに懇切なる「註」を附して上梓したるもの、文壇の第一人者たるこの著者の雄渾流麗な筆致と其の独自の歴史的意識と大なる熱情とによつて、我が「日本歴史」は茲に始めて血肉を得たといふも過言でない。國民大衆が真に自らの歴史書として親しみ得るものは本書であらう。

序(前略) いま日本は幾時來かつてない大戦争を戦ひつゝあり、緊迫せる國際情勢の眞確中に立つてゐる。支那事變を善後し、願ひぬくか否かは、二千六百年の歴史を左右するものといつても過言ではなからう。今日ほど日本國民が協力一致、泰公の誠を效し、國威の粉掃を期す、其時代は國史にその例を見ないのである。今讀者は本書によつて、我々の附が、一旦戦意の場合、如何に口を奮つて大義につき、離隔を打開してきたかに思ひを教し、勇力を擧げて支那事變遂に解決されんことを衷心より希望して置きたい。

☆徹底的廉價版 △全週報讀者は必ず △全國書店に有り △品切の節は本社へ

陸軍省情報部 監修

鐵牛と荒鷲

陸軍省情報部長 松村 秀 逸

忽五十版

定價 四六判二百餘頁
送料 五十餘錢
八錢

本書は、支那事變に於ける飛行機と戦車の活動を記録したもの、單かな附のかけに、幾多の飛行機が陥れられてゐることを見送してはならない。ここに、百三十三回年を以て、空中戦士が活動と共にした大戦機、戦車に乗る人々の死生を共にした、戦車の物語を、そのまゝ、各位の机傍に附る。どうか、同僚の血潮で染めた武勳の飛行機と戦車を思ひ出し、読んでいただきたい。

★全國民の必讀書!

電話 57(57) 番九三六
郵便 58八番東京

社 法 同 盟 通 信 社

發行所 東京市京橋區一ノ七番

露光量違いにより重複撮影

菊池 寛著

二千六百年史抄

△四六判百四十頁

△定價 三十五錢

△(送料 三錢)

☆最も要領を得てる・最も面白い・最も廉い歴史書!!

本書は「週報」に掲載され、全読者の非常なる好評を博したる原稿に、更に新たに懇切なる「註」を附して上梓したるもの、文壇の第一人者たるこの著者の雄渾流麗な筆致と其の独自の歴史的意識と大なる熱情とによつて、我が「日本歴史」は茲に始めて血肉を得たといふも過言でない。國民大衆が真に自らの歴史書として親しみ得るものは本書であらう。

序(前略) い日本は國體自來かつてない大戦争を戦ひ、あり、緊迫せる國際情勢の眞理中に立つてゐる。支那事變を背景に讀むべく否かは、二千六百年の歴史を存するものといつても過言ではない。今日日本と日本國民が協力し、水公の力を以て、國體の維持を期すべき時代は國史にその例を見ないのである。今讀者は本書によつて、我が祖國が、一日變遷の現存如何を窺うて大略につき、歴史を打開してきたかに思ひを致し、努力を擧げて、支那事變等に對して、心を以て奮起すべきことである。

☆徹底的廉價版 △全週報讀者は必ず △全國書店に有り 一冊をお求め下さい 品切の節は本社へ

陸軍省情報部 監修

鐵牛と荒鷲

陸軍省情報部長 松村 秀 逸

忽五十版

四六判二百餘頁
定價 五十錢
送料 八錢

☆全國民の必讀書ノ

番六九三(57) 東京 郵便
番〇〇〇五八 東京 郵便

社 信 通 盟 同

發行所
東京 市 西 區 一ノ七 番 銀

皇紀二千六百年記念貯蓄



野村信託

本店 大阪 筋 支店 東京 日本橋

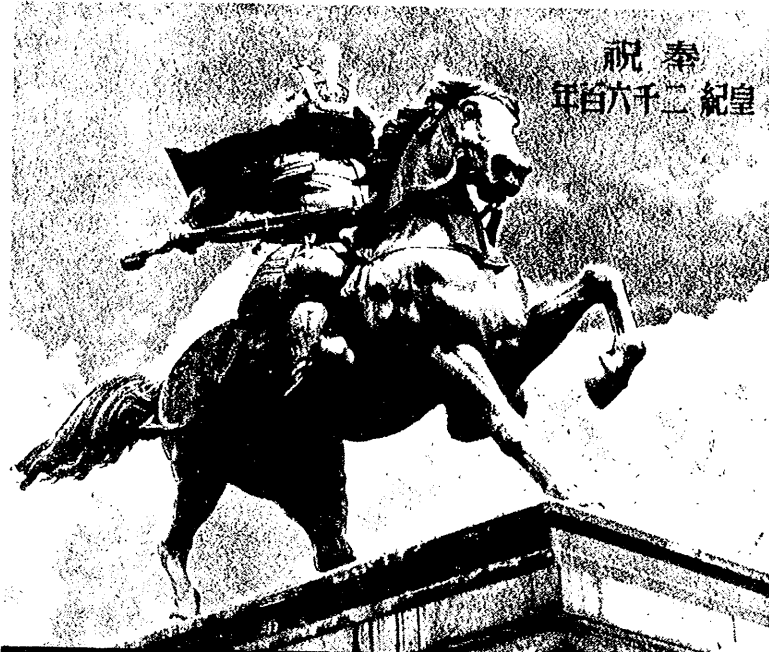
週

報

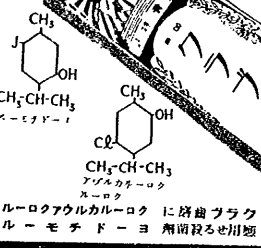
昭和十五年十一月六日

（毎週一回水曜日發行）

祝奉
年百六千二紀皇



煉半 磨齒ブラク



内閣印刷局印刷發行

資藥部外品
十七錢
三十三錢

**化學的清掃力で
齒疾を防止！**
 特殊殺菌劑及び有効藥劑の
 配合によつて、口中を化學
 的に淨化し、ムシ歯、口臭
 齒槽膿漏の原因を根絶しま
 す。この藥用齒磨で新しい
 健康生活をはじめませう！

（判LA51格規定國はさき大の書本）